

新潟市予防接種に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書） （修正案）」に対するパブリックコメント意見及び市の考え方

素案について

	該当箇所	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の考え方	案の修正
1	3ページ Ⅰ基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容、別表第一項番10に基づき個人番号を用いるとあるが、どこにあるのかわからない。資料の添付洩れか。	個人番号の利用範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項に定められ、その別表第一に個人番号を利用することができる者と事務が明記されています。 本評価書に係る予防接種の事務として別表第一の第10項に、「市町村長」が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が規定されています。 今回のご意見を踏まえ、法律名を明記します。	有
2	19ページ Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	「委託しない」に表示がないのは、検討中と言う事か。又は委託すると言う事か。委託が必要であるなら、信用出来る1社に絞り込んだ対応をして欲しい。	様式の記載方法として、委託しない場合のみ「委託しない」に「○」を記載することとなっています。 10ページ「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」にてお示ししておりますが、保健所情報システムの運用保守については業務を委託します。 委託先はプライバシーマークの認定や情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認定取得など、情報セキュリティ管理の国際規格に適合した企業であることを選定条件としています。 今後も委託業者の選定等にあたっては、適正な事務の執行に務めていきます。	無
3	20ページ Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	再委託はすべきでないと思います。出来る限りのリスク回避をして欲しい。再委託しない方針で進めて欲しい。リスクへの対策は十分かで、十分であるとしているが、再委託をOKする様では、課題が残されているのではないのか。	現在使用しているシステムでは委託先であるシステム導入業者一社のみでは本業務の仕様を全て満たすことができず、一部のシステムの構成について、専門知識を有する業者からの支援を受ける必要があるため、やむを得ず再委託を行っています。 再委託を行うにあたっては、再委託に伴うリスク回避のため、再委託先の情報資産の保護体制や方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、情報資産の秘密の保持等のため、その代表者及び従事者からも誓約書を徴収しています。 なお、可能な限り再委託を減らしていくための検討を進めていきます。	無

	該当箇所	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の考え方	案の修正
4	22ページ Ⅲ特定個人情報 ファイルの取扱 いプロセスにお けるリスク対策 6. 情報提供ネ ットワークシス テムとの接続	接続しないが空欄で あるが接続すると言 う事ですか。連携をし て行く為に必要なも のであるのなら、接続 も止むなしと思いま す。	様式の記載方法として、接続しない場合のみ「接 続しない」に「○」を記載することとなっています。 番号法に基づき、情報提供ネットワークシステム に接続し、予防接種歴の適正な管理を行うために、 他自治体との情報連携を行います。	無
5	28ページ Ⅳその他のリス ク対策 1. 監 査	自己点検の措置で、自 己点検を実施すると あるが、更に実施記録 を残すことを追加し てはどうか。	自己点検時には実施記録を残しますが、評価書に は記載をしておりませんでした。ご意見を踏まえ 「実施記録を残すこと」を明記します。	有
6	30ページ Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民 等からの意見の 聴取	意見聴取の方法に「市 報にいがた」を追加し てください。「市のホ ームページ」を見るこ とができない市民も いますので。	「市報にいがた」においても、意見公募の周知を実 施しておりましたが、評価書に記載しておりませ んでした。ご意見を踏まえ、意見公募の周知方法に「市 報にいがた」を明記します。	有

その他

	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の考え方
1	用語説明を所々に入れてはいるが洩れている物 が多くあるので、用語説明として、最後に添付し て下さい。専門家（担当者）だけが分かっても駄 目である。	用語集を作成し、資料として添付します。
2	修正案の基となる法律及び新潟市個人情報保護 審議会・特定個人情報保護委員会の名簿を最後に 添付して下さい。どの様な人が参加し議論されて いるのか。	新潟市個人情報保護審議会の委員名簿は今後の意 見公募等の際には添付します。個人情報保護委員会 については、当評価書の作成には直接携わっており ませんので、名簿の添付はしませんが、個人情報保 護評価書に関わる参考資料については、市ホームペ ージを活用してご覧いただく他、ご希望の方に保健 管理課より配布させていただきます。
3	2ページの項目一覧に、その項目が何ページにあ るかを入れてください。	評価書は全国統一の個人情報保護委員会所定の様 式で作成することとなっており、ご意見の箇所につ いては変更が行えません。ご理解をお願いします。
4	5ページの下（システム6～10、11～15）、 10ページの下（委託事項等2～5、6～10）、 11ページの下（提供先2～5、6～10）、ペ ージ12（移転先2～5）等が、空欄となってい るが省略したのか。それともこれから入るのか が分からない。空欄、理由を説明すべき。	現在、該当する内容がない箇所は空欄となってい ました。表示しないよう修正します。